

| 第35期第3回横浜市児童福祉審議会（総会）会議録 | |
|--|--|
| 日 時 | 令和7年11月10日（月）午後6時00分から午後6時57分まで |
| 開催場所 | ハイブリッド開催 |
| 出席 者 | 石内亮委員長、水谷隆史副委員長、明石要一委員、石井章仁委員、石川正美委員、稻田遼太委員、大園啓子委員、片桐浩司委員、小林理委員、坂本耕一委員、高杉陽子委員、高橋温委員、廣内千晶委員、森佳代子委員、山瀬範子委員 |
| 欠席 者 | 青山鉄兵委員、大庭良治委員、小木曾宏委員、久保薗祐子委員、斎田裕史委員、濵谷昌史委員、田辺有二委員 |
| 開催形態 | 公開（傍聴者0人） |
| 議 題 | <p>1 報告事項</p> <p>(1) 各部会からの報告</p> <p>(2) 「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告</p> <p>(3) 令和6年度 被措置児童等虐待について</p> <p>(4) 児童相談所一時保護所職員による入所中の児童に対する盗撮事件について</p> <p>(5) その他</p> <p>法改正に伴う児童福祉審議会部会等の再編について</p> |
| 決定事項等 | |
| 1 報告事項 | |
| (1) 各部会からの報告 | |
| 里親部会、保育部会、児童部会、障害児部会、放課後部会について、資料に基づき報告 | |
| (2) 「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告 | |
| 事務局より資料に基づき説明 | |
| ○稻田委員 ご説明ありがとうございます。私のほうから1点なんですが、40ページにある6、虐待を受けた子どもに対する保護及び支援等の一番最後で、子どもの意見表明支援を令和6年度は95名の方にやられたということがあると思うんだけれども、こちらは詳細版のほうを拝見しても、その95件実施の結果としてどういうものが上がってきたのかが分からなかつたので、概略を教えていただけますでしょうか。 | |
| ○事務局 例として、もう少し就寝時間を遅くしてほしい、生活に基づいたところのちょっとした要望や、ふだん伝えられていない施設職員への感謝の言葉などそういったものをいただいている。要望だけではないというところを併せてお伝えさせていただきます。 | |
| ○稻田委員 ありがとうございます。結構です。 | |
| (3) 令和6年度 被措置児童等虐待について | |
| 事務局より資料に基づき説明 | |
| (4) 児童相談所一時保護所職員による入所中の児童に対する盗撮事件について | |
| 事務局より資料に基づき説明 | |
| ○石井委員 例えば一時保護所であれば、保育士資格を持っている人と持っていない人がいらっしゃるのかなと思いますが、例えば保育士資格を持っていたりすると、今回の案件で再び保育士として働くこと | |

が難しくなると思うのですが、今回起きてしまったことに関して、次に横浜市内ではさすがに働くかと思いますが、ほかの自治体に行ったら分からなくなるなど、そういった恐れもあるのかなと思います。あるいは逆に、他県等で同様の事案を起こした人たちが横浜市内で働くとしたときに、何かそれを防止する歯止めになるようなところが、D B Sのような感じで、保育士資格とか学校教育免許、教員免許みたいなところでは機能し始めているのかなと思いますが、そうではない人たちの場合はどうなるのかというのを教えていただけたらと思います。

○事務局 日本版D B Sがこれから導入されるということで、資格あるなしにかかわらず採用時には確認をすることとなっておりますが、それも恐らく起訴されて罪名について登録されるという段階までいかないと、その網には引っかからないのではないかと懸念しております。本来なら再発防止ということで、そこで引っかかれば安心だと思いますが。そのため、未然防止というところに力を入れることもしなければいけないと考えておりまして、やはり性善説よりは性悪説に立って、そういったことが起こせないような環境づくりというのにも力を入れていかなければいけないと考えております。

○石井委員 ありがとうございました。難しいということが分かりました。

○事務局 ただいまのことについて若干補足させていただきたいと思います。冒頭にご説明させていただいたとおり、今回事件を起こした職員が会計年度任用職員ということで、分かりやすく言うとアルバイトのような身分の学生が起こした事件ということになります。そういう点が逆に難しい部分かと思いますが、正規の職員であれば研修であるとか、あとは平素の素行であるとか、そういうところについてもいろいろ観察のしようなどやり方はあると思いますが、今回、月に数回勤務の学生のアルバイトというところもありまして、今回のようなことが起こってしまったというところがあります。

採用にしても、採用後の研修にしても、会計年度任用職員というような身分というか、状況がある中で、逆に難しい部分というところかと思いますので、今回、夜間勤務や会計年度任用職員への研修や在り方など、そういうところも含めて、我々としては、今後こういったことが起こらないような対策を講じる必要があるという観点で、いろいろ再発防止策を検討しているところでございます。

○高橋委員 49ページの5の再発防止に向けた今後の取組の方向性（案）を読んでいて、質問があります。

(1) 加害行為を起こさない仕組みと体制づくりの2つ目が「廊下など共用部分への防犯カメラ設置の推進」と書いてあります。今、児童福祉施設、児童養護施設とか児童自立支援施設の中でもいろんなことが問題になっていて、一方では今回と同じような大人が加害者になって被措置児童等虐待を起こす場合、あと児童館の加害、被害の問題とかが出てくると必ずこういう議論が出てきますが、もう一方で、やはり生活施設であるところに、そもそも防犯カメラのようなものを入れていくのが、本当にそれは子どもの権利のためなのかというかなり慎重論ももう一方で結構あるところだと思います。そういう議論についてどの程度ここで整理がされているのか、もしくは今後どこできちんとした整理がされていくのかについて教えてください。

○事務局 このお話について、児童部会の先生方にご意見いただいたときも、防犯カメラの設置は基本という委員と、やはり子どもの権利ということでどうなんだろうという委員といらっしゃいました。ただ、そういう中で、仕組みとしてカメラをつけることで抑止力にするという意味で、やはり性善説ではなくて性悪説という中で、居室ではなくて共用部分につける。要するに、居室への出入りが分かるように共用部分につけるということで、取組の方向性ということで記載させていただいてお

ります。

ただ、こちらには記載しておりませんが、我々、お子さんたちにアンケートを取らせていただいた中で、やはり防犯カメラについては、監視されているみたいで嫌だというようなお声もありましたし、やっぱりカメラをつけてちゃんと見たほうがいいというお声もありました。お子さんの中でも分かれている状況ですので、そのカメラの実際のつけ方等については、権利を侵害しないようになかなか難しいところはありますが、そういったお子さんの意見も含めて考えていくべきと考えております。

○高橋委員 例えばマンションの管理組合で防犯カメラを入れるかどうかという議論をするときは、最終的には多数決になるかもしれないけれども、極端に言えば、だったら引っ越しますという自由があります。つまり選択ができる。一時保護所も、防犯カメラについている保護所と防犯カメラについていない保護所があれば、子どもが安心するほうに入るということができますが、現実にそういう選択権がないときにどこに合わせるのかというのは、非常に難しい議論だと思いますので、丁寧にしていただきたいと思います。

○事務局 おっしゃっていただいたとおり、我々もちゃんとカメラをついている趣旨というのをお子さんたちにちゃんと説明をして、納得していただくことが大事だなと考えております。

○事務局 補足ですが、4所中1所、1つの一時保護所は、実はモデル的に防犯カメラを設置しております、もちろん入所してくるお子さんの入所時には必ず丁寧に説明をしております。また、職員にも理解もらえるように説明はしていますが、そこで説明をしたときに難しいという場合もあると思いますので、そこはお子さんの気持ちはきちんと聞いて、丁寧に説明してというところは繰り返していきたいと思います。

○稻田委員 高橋委員の質問に重ねる形になりますが、日本版D B Sの安全確保措置の文脈でも監視カメラの話は出てきていると思いますが、ここにも高橋委員もおっしゃったように、やはり個人のプライバシーなど対立するものがあるわけなので、例えば目的外利用の防止ですかそういったところに配慮しながら、関係者間で運用ルールを協議して定めることが重要であるということが記載されているところだと思います。これはそのとおりだと思っていまして、先ほどからのご説明を聞いていると、何とか説得するみたいな形に聞こえるのですが、というよりは、そこは入居者さんの意見も聞きながら運用ルールというのを定めていく。定めていくというか、それも1回定めておしまいというよりは、どれくらいの期間か分からぬですが、リバイスしていくということが本当は必要なんじゃないかなというふうに思いましたが、そういった運用ルールについてはどのように策定していくのか。今もう既にモデルのところがあるという話なので、伺ってもよろしいでしょうか。

○事務局 運用ルールにつきましては、今設置しているところについてはございますが、今、委員のほうからおっしゃっていただいたように、大人が決めたルールでずっとやっていくということではなく、子どもの意見を聞きながら見直しも含め、ルールを決めて運用していくべきだと思っています。

(5) その他

事務局より、口頭により概要説明

閉会

| | | |
|----|------|-----------------------------|
| 資料 | 資料 1 | 第35期横浜市児童福祉審議会 委員名簿・臨時委員名簿 |
| | 資料 2 | 第35期横浜市児童福祉審議会 事務局名簿 |
| | 資料 3 | 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱 |

| | |
|------|--|
| | 資料4 部会報告 里親部会 |
| | 資料5 部会報告 保育部会 |
| | 資料6 部会報告 児童部会 |
| | 資料7 部会報告 障害児部会 |
| | 資料8 部会報告 放課後部会 |
| | 資料9 「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告 |
| | 資料10 令和6年度 被措置児童等虐待について |
| | 資料11 児童相談所一時保護所職員による入所中の児童に対する盗撮事件について |
| 特記事項 | なし |